

# 基 調 報 告

---

MIGRATION IN EUROPE:  
TRENDS AND PERSPECTIVES

ヨーロッパにおける人の移動：  
傾向および将来の見通し

By

OECD

## ヨーロッパにおける人の移動: 傾向及び将来の見通し<sup>1</sup>

### 序文

1. 今日、ヨーロッパは移民及び難民の受入れ地域とみなされているが、特に 19 世紀から 1960 年代末までは移民を流出していた。最近のヨーロッパは高齢化の傾向を示しており、21 世紀初め、労働人口を増やす手段としての人口移動の議論が再燃してきた。しかし、最近のいくつかの研究には、人口の減少による影響が最も大きいヨーロッパ諸国の人口構造を変えるためには、移民という手段のみでは十分ではないかもしれないことが示されている。

2. 現在、労働力不足に加えて、年金及び社会保障制度の赤字を補うために移民労働者を増やす可能性についても議論が行われている。同時に移民の滞在期間の長期化、家族呼び寄せによる流入、難民及び亡命者の入国により、移民に対する社会的コストが増大している。また、ヨーロッパにおいては、外国人労働者の全労働人口に占める割合と比較すると外国人失業率ははるかに高い国もある。さらに、移民の二世が労働市場への参入に際し、困難に直面している。ヨーロッパの移民モデルは時間の経過とともに変化しており、ヨーロッパ社会が直面する課題を解決するためには、移民政策が人口高齢化の影響を緩和するために短・中期的に果たせる役割をはるかに越えた構造政策が求められている。

3. この論文では、戦後から今日までのヨーロッパにおける人口移動の主な時期について概説する（第 I 部）。第 II 部ではヨーロッパの最近の傾向について考察する。その特徴としては、特定の労働力不足に対応した就労関連の移民の増加、及び自国民と一部の外国人との間に依然として存在する就業率、部門間の分布状況、失業率、労働条件の不平等等が挙げられる。

4. 第 III 部では、拡大ヨーロッパにおける移民問題を考察する。複雑な労働市場の枠組み内で今年（2004 年 5 月 1 日）10 か国が EU に新規加盟する。これらの新規加盟国についても、移民問題で最も意義深い出来事の一つである、共通の移民及び亡命政策を形成するためのアムステルダム条約（1999 年 5 月 1 日）の下に合意を実施する上で、重要な役割を担うことになるだろう。第 IV 部では、こうした政策を形成する上で EU が継続して行っている活動及び直面している課題に具体的に焦点を当てる。調和のとれた政策を形成するために法的枠組みを慎重に検討しているが、EU は特に亡命問題、及び EU 域外国境の共同管理の分野で成功している。

### I. 戦後のヨーロッパにおける人の移動の概要

5. 20 世紀後半のヨーロッパの人口移動の歴史は大きく 4 つの時期に分けられる。

---

<sup>1</sup> この論文は、Jean-Pierre Garson (OECD) 及び Anaïs Loizillon (コンサルタント、OECD) が作成し、欧州委員会及び OECD が共同で組織した会議「人口移動の経済及び社会的側面」（ブリュッセル、2003 年 1 月 21-22 日）に提出した文書を引用している。

## A. 第一期：就労関連の移民及びヨーロッパの復興（1945-1973年）

6. 終戦直後の移民の特徴は、少数民族及びその他の難民の本国帰還である。ヨーロッパ全土でこれらの大量移動が起こったにもかかわらず、ヨーロッパの戦後復興で労働力が大幅に不足した。これに対して、関係各国の政府当局、企業及び民間機関は、積極的に移民労働者を採用した。ヨーロッパ内部及び発展途上国からの移民の大量移動は「Trente Glorieuses（栄光の30年）」と呼ばれるヨーロッパの1945～1975年の経済発展及び前例のない成長に貢献した。

7. 「栄光の30年」において、ヨーロッパ諸国は、重工業、製造業、建設業、公共事業部門の発展に支えられた力強い経済成長を経験した。生産手段は近代化され、貿易の流通は増加した。当初は、アイルランド及び南欧（ギリシャ、ポルトガル、スペイン及び程度は少ないがイタリア）から流入する移民の波（すべての国が不景気及び高い失業率に直面していた）が、西欧の労働市場の需要を満たしていた。アフリカ北部、トルコ、旧ユーゴスラビアからの移民、そして、特にイギリスの場合は、旧イギリス連邦諸国からの移民についても同様である。欧州経済共同体（EEC）設立につながった1957年のローマ条約はいくつかの原則に基づいていた。そのうちの1つは、6つの設立国（ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ）の間で自由な人の移動を認める原則であった。1960年代末時点に、域内の移動が大幅に増加しているが、これは主として、他の5つの加盟国へ流入する大量のイタリア人労働者によるものであった。しかし、1968年に自由な人の移動及び定住を制度的に実施した後でさえも、域内における就労関連の移民は、主として第三国からの大量の移民と比較すると小さなものに留まった（G. Tapinos『人口移動と開発：協力のための新たなパートナーシップ』の「地域経済統合及び雇用及び人口移動に与える影響」OECD、1994年参照）。

8. この期間に多くの二国間協定が調印された。例えば、ドイツは、イタリア（1955年）、ギリシャ及びスペイン（1960年）、トルコ（1961年）、モロッコ（1963年）、ポルトガル（1964年）、チュニジア（1965年）、ユーゴスラビア（1968年）との間で調印した。ベルギー、フランス、オランダ、ルクセンブルク、スイスもこれらの国々のほとんどと協定を結んだ。ドイツで移民労働者につけられたゲスタアルバイター（Gastarbeiter）という名前はやや典型的な例となった。このため、受入れ国は経済成長率を維持し続けることができ、企業は安い労働力を獲得することが可能であった。移民労働者にとっては、本国より雇用機会が多く、本国の家族に送金することができた。外国で働いた後、移民労働者が新しい技術を身につけて帰国することが期待されていた。労働者には通常、臨時の労働許可及び労働契約が与えられ、通常一年ごとに更新されていた。

9. 1960年代初めから1970年代初めまでの間に（P. Stalker著『よそ者の仕事（The Work of Strangers）』、1994年参照）、3,000万人を越える外国人労働者が欧州経済共同体（EEC）にやってきた。これには、臨時の労働者や複数回入国した者の数字も含まれる。1980年初めまでに、西欧の外国人居住者の数は1,500万人に達し、1950年以来、実質3倍になった。2000年には、国によって小さなばらつきはあるが、欧州経済地域（EEA）に住む外国人の数は2,000万人を超え、全人口の5.4%を占めるようになった（図1参照）。

## B. 第二期：経済危機及び新たな移民調整（1973-1989年）

10. 第二期初頭の移民の特徴は、1973年の原油価格の上昇により1970年代半ばに起こった経済危機である。ヨーロッパにおいては、移民受入れの削減を実施又は計画した国がいくつかあった。就労関連の移民は1980年代末まで激減していったが、その他の移民、特に家族呼び寄せによる流入が大幅に増加した。

11. 1973年の原油価格の上昇によって就労関連の移民には終止符が打たれた。失業の増加及び社会の緊張の高まりによって、各国政府は積極的な受入れ政策を中止した。いくつかの国においては、採用コストの

増加、労働者の種類の制限、年間割当の導入によって、雇用主が新たな移民労働者を採用することが一層困難になった。各国政府は移民労働者に対する帰還奨励策も実施した。

12. ところが、実際は、不況は移民の大量帰還には結びつかなかった。多くの移民が、その国の労働者と同様の社会的権利を享受するため、受入れ国に留まることを決めた。本国の経済状況が著しく悪化しており、結局、受入れ国に再入国できなくなることを多くの移民が恐れたのであった。国連の推定によると、1973年危機後の2年間に本国に帰還した移民労働者はわずか10%であった。その結果、移民を受け入れることは、労働市場の需要を反映しているのみでなく、二世の存在に関連した強力な家族構成及び社会的コストを含むプロセスの一部であることにEC諸国は気づいた。例えば、ドイツでは移民の受入れを1973年11月に正式に終了したにもかかわらず、外国人人口は1973年の400万人から1980年には450万人に増加した（H. Werner『ゲストから恒久的な滞在者へ ドイツにおける1960年代の「外国人労働者」プログラムから現在のIT専門家向け「グリーンカード」計画へ』、1999年参照）。さらに、経済危機及び欧州共同体（1974年、イギリス、アイルランド、デンマークの加盟で拡大）の加盟国間の賃金格差が縮小したために域内の移動は停滞してしまった。

### C. 第三期：移民の受入国及び送出国の多様化と、亡命希望者、難民、少数民族の流入の増加（1990-2000年）

13. 1980年代末に始まった第三期の移民の特徴は、受入れ国及び送出国の多様化である。ヨーロッパにおいては、スペイン、イタリア、アイルランド、ギリシャ、ポルトガル等の従来の移民送出国が次第に移民受入れ国に変わっていった。また、移民はかつてのイギリスやフランスのように旧植民地からのみでなく、様々な国々、特に、サハラ砂漠以南やアジアからもやってくるようになった。入国ルートの変化とともに移民の目的意識も変わった。特に、中欧・東欧及び旧ソ連における政治的変化の影響によって、亡命希望者及び難民が純増した。旧ユーゴスラビア及びキルギスタンにおける衝突等の地域紛争によって、これらの地域から大量の亡命希望者や難民が流出した。

14. 亡命の申請は、特に1990年代初めに増加し、1997年に最高記録を更新した。これは、主として旧ユーゴスラビアの内戦によるものである。1983年、西欧では約70,000人が亡命登録を行った。1992年には、登録件数はこの10倍になった（主として、ドイツにおける1993年の憲法改正実施の1年前に申請が増加した結果である。）。その後、1996年まで申請件数は減少し（245,000件）、1997年に若干増加した（260,000件）。2002年、ほぼすべてのOECD加盟国における亡命申請件数の合計は581,700件であったが、そのうちEU諸国における申請件数は382,000件を越えた（表1参照）。ヨーロッパにおける亡命申請件数（絶対値）の上位5か国は、イギリス、ドイツ、フランス、オーストリア、カナダであった。

15. 地域紛争に加え、移民受入れの引き締めにより、亡命申請が唯一の入国ルートとなり、多くの移民がこれに頼るようになったことから、亡命申請は増加した。亡命申請への対応が遅れた結果、申請の承認及び難民の地位の承認の割合が低いにもかかわらず、申請者が受入れ国に完全に定住してしまうケースもある。

16. 第三期の特徴は、ヨーロッパのOECD加盟国においては家族呼び寄せによる移民が圧倒的に多い国がいくつかあること、及び、特に1990年代末に熟練及び高度熟練労働者の移民に新たな関心が向けられたことである（『雇用の見通し』OECD、2001年参照）。

17. 旧ソ連の崩壊及び国境の開放後、東西の人口移動、特に少数民族の移動が増加した。これらの流れは、1980年代末及び1990年代初めに著しく増加し、EUの中の限られた国、主としてドイツへ向かった。1989年及び1990年において、ドイツは620,000人を越えるポーランド、ルーマニア、旧ソ連出身のドイツ系の人々（Aussiedler）を受け入れた（表2参照）。ドイツ系少数民族に関するドイツ憲法の規定によって、こ

これらの大量の流入が促進された。これより規模は小さいが、ギリシャ、フィンランド等においては旧ソ連からの少数民族、フィンランドにおいてはバルト諸国からの帰還がなされた。さらに、西欧では、主としてルーマニア、ブルガリア、スロバキア共和国、チェコ共和国からジプシーが流入し、他の少数民族の地位が押し上げられた国もあった。

#### D. 第四期：熟練労働者及び一時的移民を「優先する」就労関連の移民への回帰

18. 第四期における永久移住及び特に就労関連の一時的移民が増加したのにはいくつかの要因がある。一方では 1990 年代末の激しい拡大の時期があり、他方では情報及び通信技術、衛生、教育が発達して、熟練労働者及び高度熟練労働者を必要とする部門において労働力が不足した国が出てきたことが、この増加の一因となった。就労関連の移民の増加には、特に農業、建築及び公共工事、家事労働における未熟練の外国人労働者も含まれている。これは、特にイタリア、スペイン、ギリシャ、ポルトガルにおいて顕著である。高齢化現象も、就労関連の移民に対する新たな関心が生まれた理由の一つである。

19. 1998 年以來、特にドイツ、オーストラリア、カナダ、アメリカ、イギリスにおいては、すべての種類の就労関連の一時的移民が増加している。最近、実施されている外国人労働者の受入れ促進政策には、臨時雇用による解決策を好む傾向がある。外国人留学生も受入れ国の労働力不足の解消に役立つ可能性がある。アメリカにおいては外国人留学生数は非常に重要であるが、いくつかの EU 加盟国（イギリス、ドイツ、フランス、スペイン）及びスイスにおいても重要である（表 3 参照）。多くの OECD 加盟国は、最近、訓練終了後における地位の変更及び労働市場参入の可能性について、重要な変更を行った（『高度熟練者の国際的な移動性』 OECD、2002 年参照）。

20. 1990 年代においては、移民の中で女性の割合が増加した。この傾向は、特にフランス、ギリシャ、スペイン、スウェーデン、イギリス、イタリアにおいて目立つ。移民における労働力の女性化は、人口移動の流れのすべての構成要素に関係している。OECD 加盟国への女性移民は、初期においては主に家族呼び寄せのルートに限られていたが、就労関連の移民及び難民といったルートによる流入が拡大している。

21. このように、1950 年代半ば以降のヨーロッパにおける人の移動を特徴づける主な期間の概略を示したが、これは徹底的に説明を行うことを意図したものではない。しかしながら、人の移動に関する経済及び社会的側面の概略に関連していると思われる 2 つの出来事を最後に強調しておくことは重要である。一つ目は、これらの期間全体を通じた不法移民及び不法就労の持続性である。この状況において、いくつかの OECD 加盟国は恩赦的な措置を実施している（表 4 参照）。二つ目は帰化に関することで、多くの EU 諸国において、帰化により国籍を取得する外国人の数が増加している（図 2 及び表 5 参照）。これらの手順は、移民の永続的及び定住化傾向を強化し（オーストラリア、カナダ、アメリカ、ニュージーランドの場合のように）、移民に対して、完全な市民権を獲得できる可能性を与えるものである。

## II. 人の移動及び労働市場における最近の傾向

22. 最近、大多数の OECD 加盟国の雇用状況は改善しているにもかかわらず、労働市場の統合の観点からは、自国民と移民の間にはまだ著しい格差がある。一般的に、外国人労働者又は移民は、自国民よりも就業率が低い。男女間においても国によって格差がみられる（表 6 参照）。

23. OECD 加盟国の中には、外国人男性又は移民男性の就業率が、自国民より高い国がいくつかある。このことは、特に南欧（イタリア、ギリシャ）、ハンガリー等、就労関連の移民が圧倒的に多い受入れ国について当てはまる。これに対し、昔から多くの難民を受け入れているオランダ及び北欧（特にスウェーデン及びデンマーク）においては、外国人の就業率は自国民よりかなり低い。

24. 図 3 は、経済が好転し始めた 1990 年代前半における外国人の雇用者数と全雇用者数を比較したものである。古くから移民を受け入れているヨーロッパ諸国（ベルギー、フランス、ドイツ、オランダ、イギリス）においては、当初、外国人雇用の増加は主として自国民の利益になるものであった。しかしながら、46 年後には、労働市場及びその伸び率が鈍化したにもかかわらず、外国人雇用は急増した。このことは、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン等の新しい移民受入れ国において、経済の好転が始まった当初から外国人雇用が増加していることとは大きく異なっている。

25. 表 7 は、2001～2002 年における OECD 加盟国の外国人労働者の部門別内訳の概略である。特筆すべきことは、外国人はある特定の部門においてより多く就労している（すなわち、これらの部門においては、外国人労働者が雇用全体に占める割合より大きい。）ことである。ほとんどの OECD 加盟国において、第二次産業部門での外国人の割合が大きい。例えば、ドイツ及び日本においては、外国人雇用の 4 分の 1 強が鉱工業に集中している。建設部門においても、調査した 19 か国のうち 11 か国において外国人の割合が大きい。

26. しかしながら、外国人労働者の分布状況と自国民労働者の分布状況とが次第に似通ってきていることは、外国人の労働市場への統合が進んでいることを暗に示している。例えば、労働市場に参入する外国人二世の若者は、通常、親に比べ教育及び訓練の水準が高い。従って、若い外国人労働者は、移民一世の典型的な仕事とは対照的に、徐々に「自国民に特徴的」な職業に就くようになってきている。合法化プログラムの過程で収集された情報によると、不法就労に限定すると、外国人労働者は、概してその他の労働者より若く、経済全体に幅広く分布している。

27. 一般的に、外国人は様々な理由により自国民より失業しやすい（『雇用見通し』 OECD、2003 年）。ヨーロッパの OECD 加盟国のほとんどは、全失業者数に占める外国人又は移民の割合は、就業者に占めるその割合より大きい。

28. 外国人と自国民の失業率の格差（表 6 参照）、及び、外国人はその国籍によって失業から受ける影響が異なるという事実は、特に、景気動向及び外国人が従事している業務の性質に起因するものである。これらの違いは、外国人の人口構造及び受入れ国ごとに異なる移民の動きにも左右される。移民の特徴もまた、彼らの就労可能性を決定する。年齢、性別、国籍、入国の種類（難民、家族、労働者）、技術水準、専門的な経験、その国の滞在期間等の変動要因が、失業のしやすさを説明する重要な役割を果たす。受入れ国の言語に関する知識も、労働市場及び社会全体への統合の重要な要素の一つである。

29. OECD の労働市場において外国人又は移民が直面する課題を解消するのに必要な労力は、外国人の失業率を自国民の失業率（変動はないと仮定）と同水準にするために理論的に必要となる雇用の数から推し量ることができる。このことは、同時に、全失業者数に占める外国人又は移民の割合と就業者に占めるその割合を釣り合わせる効果があるだろう。表 8 は 2002 年の結果である。ここから明らかになるのは、ベルギー、フィンランド、スウェーデン、フランス等、外国人の多くが失業している国においてさえ、理論上創出されるべき雇用の数というのは、実際は、総労働力人口と比較するとまだ小さいのである。それにもかかわらず、中期的にこの目標を達成することは、移民に対する就労促進策の強化、特別の措置の導入、差別反対運動の活発化について検討しなければならないことを意味している。

### III. 拡大ヨーロッパにおける人の移動の課題

#### A. 非常に対照的なヨーロッパにおける「人の移動の状況」

30. 国際的な人の移動の分野において、EU加盟国は共通の懸念を抱いている。これらの国は、移民の流れの管理方法を改善し、ジュネーブ協定の基準をきちんと満たしている者に難民の地位を付与するとともに、最終的には、これらの目標を達成するため、お互い及び送出国と積極的に協力したいと考えている。しかしながら、このような懸念と目標の一致によって真実を覆い隠してはならない。すなわち、EUの「人の移動の環境」は極めて対照的であり、差し迫っている10か国（キプロス、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア共和国、スロベニア）の新規加盟はその相違を目立たせるばかりだろう。

31. フランス、ベルギー、オランダ等の古くからの移民受入れ国においては、1950年から1970年代半ばに至るまで、大量の外国人労働者がしばしば家族を伴う形により押し寄せた。これらの国は、現在、ドイツ及びイギリスとともに移民の二世を管理しており、労働市場及び社会全体における外国人とその子どもの統合について相当に懸念している。

32. 1950年代初頭、スカンジナビア諸国は、加盟国の決めた地理上の区域において、ヒト、モノ、資本の自由な移動を可能とする北欧市場を形成した。これらの国は、外国人労働者受入れ政策を転換したわけではないが、人道的な条件に従って、難民及びその他の移民の受入れを優先し、年間の受入れ数を管理している。ここ20年間にこの地域へ流入した者のほとんどが、内戦又は武力闘争から逃れてきた移民であるのは、このためである。これらの人々を労働市場及びスカンジナビア社会に統合させるためには、故郷のない又は故郷を追われた人々の需要に応じた適切な政策を実施することが必要である。

33. 南欧諸国及びアイルランドは、1850年代から1950年代までは大西洋を越えて大量の移民を送り出す国として、それ以降はヨーロッパへの主要な移民送出国として分類されていた。現在、これらの国は、移民受入れ国として、その大部分（アイルランドを除く。）が大量の不法労働者の流入に直面している。例えば、差し迫っているポーランド、ハンガリー、チェコ共和国のEU加盟によって、古くからの移民受入れ国と新しい移民受入れ国との差異が拡大するだろう。欧州連合は、この極めて対照的な状況（新規移民及び定住移民に関する送出国の多様化を含む。表9参照）の中で、移民、外国人雇用及び共通の移民政策を決定しなければならない。

#### B. 人の移動に関する多面的な見方

34. この10年間、亡命希望者の問題にEU加盟国が参加するようになり、このカテゴリーが重視されるようになったことから、OECD加盟国及び数多くの議論において、人の移動全体が経済及び政治難民の動きに収斂するようになった。この問題へのEUの参加は、最近におけるヨーロッパ基金の創設へとつながった。その目的は、多数の亡命希望者が押し寄せている国やこのルートが復活しそうな危険な状態にある国を支援することである。国によっては、亡命希望者に係る費用の負担を共有しながらも、この政策によって偽の亡命希望者の流入を抑制するための現在の努力が損なわれるのではないかと心配している。さらに、新たにEUに加盟する3か国（チェコ共和国、ハンガリー、スロバキア共和国）に加えて、イタリア、スペイン、ギリシャ等、従来あまり懸念されなかった国において、亡命申請が増加すれば、この基金に配分される資金が大幅に増える可能性もある。

35. 反対に、各国は、程度の差こそあれ現在又は近い将来において労働力が不足することに恐れを感じていることから、労働者及びその家族の到着から帰化に至るまでの移民に係る様々な過程には複雑な特徴があることを過去の経験から学んでいるにもかかわらず、移民の性格を就労目的の者へと「狭め」ようとしている。移民の受入れ国社会への統合に関する問題を越えて、移民はまた出身国とのある程度強い関係を維持しており、こうした側面を人の移動の現象から切り離してはならない。

36. 人の移動の流れが増加した 1990 年代、時として一般に対するメッセージとして伝えられた、人の移動の現象に対する極度に単純な対処方法が、「ヨーロッパ要塞 (Fortress Europe)」としての意識を高めた (図 4 参照)。今日、不法移民及び不法就労との戦いを続けるべきか、あるいは、「ヨーロッパ要塞自身をより移民を歓迎するヨーロッパへと変貌させるべき」かについての一般の意見は明確ではない。

37. このような状況において、様々な圧力団体 (非常に有力であるが移民を代表していることは稀である。)、非同調的な移民送出国、多文化主義の強化を掲げる支持者によって、他の政策とは矛盾する移民政策を採用する国も出てきた (例えば、特定の少数民族を有利に扱う政策、又は、仕事を獲得、維持又は再獲得するための必要条件である受入れ国の言語の習得に有害な影響を与えることとなる出身国の言語及び文化を教える政策といったものである。)

38. OECD 及び EU の最近の調査により、EU 拡大が人の移動に与える影響に対する懸念は緩和された (『移民政策及び EU 拡大』 OECD、2001 年参照)。この調査結果は、加盟候補国における労働市場及び移民又は外国人の地位をも拡大及び適応させる価値がある。さらに、EU/OECD 会合 (この文書の枠組み) において、人の移動の社会的及び経済的側面を深く掘り下げた研究が行われることが期待されている。これは、イギリス当局が最近発表したものと同様のもので (『人の移動: 経済及び社会的分析』内務省、2001 年参照)、当局は、経済成長及びイギリス社会のダイナミックな特性に関連した移民における世界的なメッセージを国民へ周知することに関わっていた。人の移動の経済的及び社会的側面以外の課題としてまず挙げられるのは、人間及び政治的な側面である。

### C. 将来への懸念の中心にある外国人の雇用

39. 理論的には、就労関連の移民に頼る国は、柔軟性、特に、現時点における労働需要に対する順応性を求める。しかし実際は、このような選択的な移民政策をとる国においては、労働市場の中期的なニーズに順応する性質の移民を求めることにより、その戦略を見直していることがわかっている。この考え方は、就労関連の移民の有する一時的な性質に焦点を当てた過去の取組みとは極めて対照的である。どのようにすれば、就労関連の移民政策を労働市場における変化に調和させることができるのであろうか。

40. 移民という観点からは、働く権利として、賃金の平等及び社会的保護に関する明確かつ非差別的な地位に加えて、処遇の平等が要求される。移民に適用される地位は、現在、熟練労働者及び高度熟練労働者を考慮して体系的に付与されている。しかしながら、最近における臨時的プログラムは、移民に与えられる地位の側面が十分に明確にされていない。様々なパートナー (国家、雇用主、移民) に対してよりよい便益をもたらすため、将来における労働力に関する二国間及び多国間の協定は修正できるかもしれない。OECD 事務局は、2003 年 6 月、モントルーにて開催されたスイス当局主催のセミナーにおいて、労働力受入れに係るこうした合意形成を評価した (OECD の出版近日予定)。

41. 移民を受け入れることは高齢化の影響を緩和する役割を果たすと期待されており、年金制度の債務削減又は均衡を図る方策の一つとして移民を増やしたいと考えている国さえある。こうした考え方は、それが現実的であるかという問題の以前に、永住政策の実施と同義であると推定される。しかしながら、これについて公式に支持しているヨーロッパ諸国はほとんどない。こうした観点から、非ヨーロッパの OECD 加盟国（例えばカナダ、オーストラリア）において長期にわたり実施されている永住施策の例について真剣に考えることは有益なことである。

42. 労働力不足の懸念については、現時点において十分に確認されていないようであるが（『国際的な人の移動の傾向』（OECD、2002年）に記載されている将来の労働市場のニーズに対応した人の移動の役割に関する特別章を参照のこと。）、移民受入れの増加に依存することは、居住者（定住した移民を含む。）の就業率を引き上げるという目標、「労働節約型」な投資が増加する可能性、移転といったことと競合し、あるいは補完している。これらの課題は、将来における労働市場の均衡に結びつくものであり、より掘り下げた分析を行う価値がある。いずれにしても、選択的な就労関連の移民には限界がある。さらに、古くからの移民の波が存在すること、EU 域外での紛争が執拗に続いていること（近かろうと遠かろうと）、発展が一様でないことなどから、受入れ国によって「選ばれ」ない移民の数は引き続き制限されるだろう。

43. OECD 加盟国における移民政策の中核は、相変わらず、不法移民の流入、外国人による不法入国及び不法居住との戦いである。これらの政策を実効あるものにするには、これらの政策がより積極的な合法的移民政策の実施につながることから、非常に重大な問題である。EU 諸国はこうした必要性に気付いており、EU 理事会は、最近、いくつかの不法就労者の取締りに関する勧告を採択した。同様に、EU 委員会は不法就労に関する報告書をまとめた。この報告書において、不法就労者は、様々な仕事に従事している者、経済的な「活動をしていない」者、失業者、第三国の居住者で EU 内に不法滞在している者の 4 種類に分類されている。アメリカ、カナダ、メキシコ等の OECD 加盟国においては、国際協力活動のほとんどは二国間のもので、非常に制限的であることが多い。

#### IV. EU 共通の移民及び亡命政策の形成<sup>2</sup>

44. 1999 年 5 月 1 日にアムステルダム条約が発効し、欧州共同体は移民問題に関する限定的な司法管轄権を獲得した。この条約が共通の移民及び亡命政策を提起したことにより、（2004 年 5 月 1 日までの）新規加盟国の受入れ準備を進める中で、移民及び亡命政策が、急速に、欧州連合の自由、安全保障、司法問題における重要なテーマの一つになった。1999 年 10 月、タンペレ欧州理事会は、移民及び亡命に関し、送出国との協力、第三国の国民に対する公平な取扱い、人の移動の流れの管理、ヨーロッパ共通の亡命制度の創設という 4 つの目標を定めた。

45. 移民ゼロ政策はもはや適切ではないという前提から出発し、欧州委員会は、新しい政策の枠組みは EU 域内の経済及び人口の成長、送出国の状況との均衡を図るべきであると主張した。この政策は、立法的枠組みの調和、不法移民の撲滅及び合法的移民の流入管理に関する EU 加盟国内の調整という 2 つの部分から構成されている。

---

<sup>2</sup>この節では『国際的な人の移動の傾向』OECD、2003年（第I部.C.4）を引用。

## A. 調和のとれた法的枠組みの採択

46. 委員会の立法計画においては、家族呼び寄せ、労働、学生・職業訓練・ボランティア、長期滞在という滞在目的に応じて、4つの命令案を検討している。また、ある提案においては、人身売買の犠牲者についても取り扱っている。

47. 2003年9月22日に採択された合法的移民に関する命令は、家族呼び寄せの権利に関するもので、家族の範囲及び家族を呼び寄せるための要件に柔軟性を持たせるものであった。いくつかのEU加盟国に対して、子どもの呼び寄せに係る具体的基準に関する多くの適用除外が認められた。

48. (2003年6月6日に) 閣僚理事会が採択した命令は、長期滞在している第三国の国民の地位に関するものである。これは、移民の統合政策を拡大するというタンペレ目標に則り、EU市民の権利及び義務と同等のものを長期滞在者に与えるものである。これらの権利には、居住の権利、教育を受ける権利、従業員又は自営業者として働く権利、居住国の市民に対する非差別の原則が含まれている。さらに、長期滞在者は、居住するEU加盟国の国籍を取得する機会が与えられる。

49. 就労目的の第三国の国民の入国及び居住条件に関する命令案については、2002年春以降交渉が進展していない。この提案は、従業員及び自営業者の入国許可に関する共通の定義、手順及び基準を規定しており、特に、在留資格及び労働許可を一本化すべきであると主張している。入国許可の仕組みは、申請ごとに労働市場テストを経なければならないとしている。つまり、雇用主は、EU加盟国の職業サービス機関又はヨーロッパ・エンプロイメント・サービス(EURES)を通して労働者を募集し、国内労働市場では充足されなかったことを立証しなければならない。EU加盟国には、他の制度を用いた労働力不足の解消(グリーンカード等)、経済的理由による許可制限といった適用除外が認められる。

50. さらに、この命令案には、3年間合法的に働いている個人の地位を強化する規定も含まれていた。これによれば、在留資格更新の際に労働市場テストは必要とされず、また、さらに5年間継続して合法的に居住した場合には、長期滞在者への切り替えが可能とされている。委員会は、一時的移民又は永久移民を支持するのではなく、滞在期間に応じて移民の権利を累進的に増やすべきだという見解を擁護している。

51. 議長国イタリアは、2003年下期中に、関係当局に協力的な不法移民又は人身売買の犠牲者に対して短期滞在の資格を付与する命令を制定することを強調した。また、2003年には、学生、職業訓練、ボランティアを目的とする第三国の国民の入国及び居住の条件に関する命令の制定作業が開始される。

52. EU加盟国の発案において、不法移民に関する命令がいくつか採択された。すなわち、外国人を輸送する運送業者の刑事責任、第三国の国民の国外退去処分に関する相互承認、不法入国・不法輸送・不法居住の助長に関する定義、人身売買の撲滅に関するものである。

## B. 不法移民撲滅に向けたEU加盟国間の協力

53. 正真正銘の共通政策と呼べるためには、EU加盟国における移民に関する活動についても、ヨーロッパレベルで調整される必要がある。理事会は、以下のような2002年にまとめた3つの行動計画を承認した。

54. 第一に、欧州連合における不法移民及び人身売買と戦うためのサンチャゴ計画の本質は、ビザ政策、情報交換及び分析、プレフロンティア対策、国境管理、再入国及び帰還政策(後に特別計画のテーマに取り上げられた。)、欧州警察機構の役割強化による警察の協力、不法移民に関する様々な違反に対する刑罰という7つの対策をすべて活用しながら、内外における世界的な手法を形成することである。

55. 第二に、EU 域外国境の管理である。これは、域内における入国審査の廃止のため、加盟国 1 か国が全加盟国を代表して自国の域外の国境を監視するというシェンゲン協定の共通区域に沿うよう設計されている。EU 拡大によって、新規加盟国がシェンゲン協定の区域内に完全に統合された場合、その中のいくつかの国は東側の国境検査を担うことになる。この行動計画には、ヨーロッパ国境警備を形成するとの委員会の提案は含まれていないが、除外もされていない。

56. 第三に、不法滞在者の送還プログラムの創設である。これには、EU 加盟国間における運用上の協力強化、必要最小限の送還手順を定める共通基準又は指針の作成、いくつかの第三国に限定したプログラム、第三国との協力強化が規定されている。EU 加盟国間及び第三国との運用上の協力強化（共通の送還プログラムの策定等）は、共通基準又は指針の作成より優先される。第三国との協力は、主に、国外追放を促進するための再入国協定の調印にかかっているが、予想以上に難しいことがわかっている。

### C. 合法的な人の移動の流れの調整

57. 不法移民対策の協力が強化されたことに比べ、雇用政策の調整によって進んだ合法的移民の流れを管理するための連携には進展がみられない。しかしながら、任意参加の EU 加盟国による「欧州移民ネットワーク」の創設において若干の進展がみられる。このネットワークは、移民に関する情報収集の改善及び第三国の国民の統合に関する好事例の交換のほか、移民に関する現象のすべての側面を分析する役割を担っている。

### D. ヨーロッパ共通の亡命制度

58. タンペレにおいて、国家及び政府の元首は、共通の亡命政策のための一連の基準及び方策について、難民の地位に関する 1951 年のジュネーブ協定を完全に含むものとし、2004 年 5 月までに採択することで合意した。その目的には、亡命管理及び土地を追われた人々の保護が的確に行われるよう、財政的及び物質的負担、並びに EU 加盟国間共通の亡命制度における責任を共有することが盛り込まれていた。共通の亡命制度には、難民の地位の付与、難民認定の迅速化、受入れ条件に関する共通の最低基準の採択が含まれている。

59. 欧州委員会及び理事会は、共通の亡命政策の実施に関するいくつかの問題について迅速に対応している。重要な成果は、2002 年 11 月 28 日に理事会が採択した共通の安全国リストの作成である。理事会は、欧州自由貿易連合（EFTA）の加盟国については安全国として指定され、EU 加盟候補国については加盟条約の調印と同時に安全国とみなされると宣言した。加盟候補国は、亡命申請件数が増加していることから懸念国とされている。地域紛争の増加の結果、1990 年代初頭、最近では 2000 年・2001 年において亡命希望者が増加し、多くの OECD 加盟国において亡命希望者の数が膨らんだ。特に、中欧及び東欧諸国に対する影響が大きく、2000-2001 年の亡命申請件数は、絶対数は少ないものの約 76%増加した。

60. 現在、共通の亡命政策へ向けたその他の措置が創設、実施されている。例えば、2003 年 1 月以来、他の加盟国において拒否された亡命希望者による亡命の再申請（「亡命申請荒らし」現象として知られる。）の数を減少させるため、EURODAC システムが稼働している。ダブリン条約を強化させるこのシステムは、亡命希望者及び不正規な方法によって EU 域外国境を越えた者の指紋の採取及び比較を行い、これまでに亡命申請がなされたか否かについて確認することができる。

## E. 亡命政策及び外交政策の統合

61. タンペレ欧州理事会は、欧州連合及びその加盟国は、移民政策及び外交政策を統合するニーズを踏まえ、国内政策及び外交政策にさらに一貫性を持たせる必要があるという結論を出した。不法移民の抜本的解決に向けた統合的、総合的、バランスの取れた手法というのが、最後まで、欧州連合における長期的な目標となり続けるであろう。送出し国の経済繁栄を促進することによって、人の移動の根本的原因を解消するためには、より緊密な経済協力、貿易拡大、開発援助、紛争予防を図ることが極めて重要である。理事会は、不法入国の流れに対する第三国の全面的な協力を期待しており、懲罰的（といっても経済発展が危機に曝されることのない程度の）外交措置の実施に合意した。2002年には、第三国である9か国（アルバニア、中国、リビア、モロッコ、ロシア、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ユーゴスラビア）が人の移動の流れを管理することを支援する優先実施国になった。

62. さらに、欧州連合における不法滞在者に対する第三国の再入国許可は、移民に関するEU外交政策の重要な構成要素であり、委員会は3つのケース（香港、マカオ、スリランカ）について合意に達した。また、委員会は、あらゆる次元における移民及び亡命者の流入管理を徹底する取組みにおいて、EUとの再入国協定の調印を真剣に考える第三国を支援するため、5年間（2004-2008年）で2億5000万ユーロの技術及び財政支援プログラムを提案した。さらに、欧州委員会は、第三国との協力を促進するため、欧州レベルでの合法的な移民割当制度の妥当性について調査することとしている（2004年春までに終了予定）。

## F. 調和に向けた課題

63. EU加盟国における人の移動の歴史を概観すると、人の移動の流れの発達段階は、国又はグループによって異なることが明確に示されている。例えば、1980年代の中欧及び東欧における政治的变化が1990年代の人の移動の流れに与えた影響は、地政学的及び歴史的な理由から、（アメリカ、カナダに加え、）ドイツ、オーストリアの方がフランス、イギリスより大きかった。旧ユーゴスラビアの崩壊後に起こった状況及びこの地域の内戦のときも同様である。このとき、ボスニア、コソボ、ごく最近ではアルバニアからの大量の難民が、ドイツ、スウェーデン、オーストリア、イタリア、ギリシャに逃れた。

64. ドイツは1989年以来、大量のドイツ系移民を受け入れている。ギリシャは、旧ソ連のポンティスからギリシャ系の少数民族、ギリシャ生まれのアルバニア人を受け入れている。スペインは、中南米の旧植民地出身者の目的地である。ポルトガルは、ポルトガル語を公用語とするアフリカ諸国又はブラジルとの関係を見捨てることはできない。将来、ポーランド（ポーランド系少数民族がウクライナにいる。）やハンガリー（ハンガリー系少数民族がルーマニアにいる。）も、フランス、ベルギー、イギリス、オランダが旧植民地との関係からかつて経験したのと同様の経験をするだろう。

65. EU拡大とともに、将来においても、これらの地政学的制約が移民の動きや政策に与える影響は続くであろう。1981年におけるギリシャ、1986年におけるポルトガルとスペインの加盟によりECが拡大した時の前例がある。これらの経験は、出身国にとどまる動きから、入国しようとする自由な動き、各加盟国における共産社会の国民の自由な定住に至るまでの過渡期における対応方法を考える際の有益な教訓となる。今度の拡大には、2つの新しい要素が含まれている。第一に、いくつかの加盟候補国は、旧ソ連及び特定のアジア諸国、そして規模は小さいがアフリカから流出する移民の管理において苦勞している。第二に、中欧及び東欧における多くの少数民族は、相変わらず政治的に不安定な状態にあり、将来、欧州連合に移民を流出させる可能性がある。

66. これらの要素には、EU加盟国が直面している移民問題の状況が大きく異なることを明確に示している。すなわち、移民の歴史、移民への経済的依存度、この10年間に流入した移民（ほとんどは亡命希望者、難民、少数民族）に対する各国間の懸念が異なっている。アムステルダム条約では、全加盟国共通の移民

政策を作ることの重要性を強調している。上記のような状況や既に欧州連合において定住している移民の異質性を考える場合、このことは依然として高い望みである。従って、ヨーロッパにおける移民政策として最初に取り組むべき課題は、移民管理についての共通のテーマを見つけること、及び、EU 加盟国間における移民政策の整合性を図ることである。

## 結論

67. この論文ではまず、ヨーロッパにおける 1950 年代以降の主な移民時代を紹介し、その後に労働市場における移民の役割について簡単に説明した。最後の節では、主な課題を明らかにするために、一般的な移民政策、特に、就労関連の移民政策との調和の方法及び限界に加えて、移民現象の複雑さと欧州連合の加盟国に特徴的な状況に焦点を当てた。この最後の節は、拡大 EU に投げかけられたいくつかの移民問題を強調する一方で、さらなる議論の提起を目的としている。また、移民と労働市場、移民の統合、移民の流れの管理、受入れ国と送出し国における経済協力等のテーマに関して、OECD と欧州連合の協力を強化したいと考えている。

68. 本論文で提起した課題以外にも、移民政策に関する議論の余地はまだいくつか残っている。将来、EU が主張する移民政策はどのような性質のものなのだろうか。それは、(地域、国、グループ、ヨーロッパ全体の) どのレベルで適用されるのだろうか。積極的な就労関連の移民政策は、選択がさらに慎重になるか、受入れに係る割当は強化されるのだろうか。この場合、労働力を提供するものは、どのような種類の労働者又は国だろうか。政策の目的は、古くからの移民国と新しい移民国で同じものか、従来の加盟国と新規加盟国で同じものか。どの程度まで移民政策の調和は可能か。大規模な移民を受け入れている非ヨーロッパの OECD 加盟国の移民政策を考慮せずに、これらを定めることは可能だろうか。

函表

表 1. 2002年における亡命希望者数及び増加率

国名	人数(千人)	1990-2001年 平均	2001-2002年 増減 (%)
イギリス	110.7	57.3	20.3
アメリカ	81.1	91.7	28.3
ドイツ	71.1	170.5	-19.5
フランス	51.1	31.9	8.0
オーストリア	37.1	14.8	23.0
カナダ	33.4	29.6	-19.6
スウェーデン	33.0	23.8	40.4
スイス	26.2	26.7	27.1
ベルギー	18.8	20.6	-23.4
オランダ	18.7	33.5	-42.7
ノルウェー	17.5	6.7	18.2
アイルランド	11.6	3.3	12.7
スロバキア	9.7	1.3	19.5
チェコ	8.5	4.3	-53.1
イタリア	7.3	10.7	-45.7
デンマーク	6.7	10.6	-35.5
ハンガリー	6.4	4.1	-32.9
スペイン	6.2	8.4	-34.9
オーストリア	6.0	9.6	-54.2
ギリシャ	5.7	2.6	2.6
ポーランド	5.2	2.5	14.2
トルコ	3.8	5.5	-26.7
フィンランド	3.4	1.9	108.5
ブルガリア	2.9	1.0	18.6
ルーマニア	1.1	1.4	-54.4
ルクセンブルク	1.0	0.6	51.4
ニュージーランド	1.0	1.2	-36.1
日本	0.3	0.2	-28.6
ポルトガル	0.2	0.4	26.9
<b>EU</b>	<b>382.6</b>	<b>390.3</b>	<b>-1.9</b>
<b>中央および東ヨーロッパ<sup>1</sup></b>	<b>33.8</b>	<b>12.4</b>	<b>-25.2</b>
<b>北アメリカ</b>	<b>114.6</b>	<b>121.3</b>	<b>9.3</b>
<b>OECD<sup>1</sup></b>	<b>581.7</b>	<b>567.5</b>	<b>-1.5</b>

1. 上記の国のみ

出典:『国際的な人の移動の傾向』の付録の統計資料参照(OECD 2003年版)  
; 国連難民高等弁務官事務所『労働力統計 1982-2002年』(OECD、2003年版)

表 2. ドイツにおける国籍別ドイツ系少数民族の流入(1950-1998年)

	人数(千人)					
	合計	うち 旧ソビエト連邦	ルーマニア	ポーランド	旧チェコスロバキア	その他
1950 - 1965	551.6	18.9	15.4	356.7	31.1	129.6
1966 - 1980	516.0	66.8	91.5	275.5	59.5	22.7
1981 - 1989	932.0	169.6	135.4	606.2	11.0	9.9
1990 - 1995	1 509.0	1 120.8	178.4	201.3	3.4	5.1
1996	177.8	172.2	4.3	1.2	-	0.1
1997	134.4	131.9	1.8	0.7	-	0.1
1998	103.1	101.6	1.0	0.5	-	-
累計	3 924.0	1 781.7	427.8	1 442.0	105.0	167.4

出典: 内務省

表 3. 2001年におけるOECD加盟国の留学生

国名	人数(千人)	うちOECD加盟国 出身者(%)
アメリカ	475.2	36.6
イギリス	225.7	58.9
ドイツ	199.1	52.0
フランス	147.4	28.1
オーストラリア	121.0	22.4
日本	63.6	33.4
スペイン	39.9	64.6
ベルギー	38.2	59.8
オーストリア	31.7	69.4
イタリア	29.2	44.2
スイス	27.8	72.1
スウェーデン	26.3	60.1
トルコ	16.7	10.1
オランダ	16.6	59.3
デンマーク	12.5	42.6
ハンガリー	11.2	38.4
ニュージーランド	11.1	23.9
ノルウェー	8.8	48.0
アイルランド	8.2	75.8
チェコ	7.8	61.4
ポーランド	6.7	24.6
フィンランド	6.3	35.4
韓国	3.9	26.1
メキシコ	1.9	37.2
スロバキア	1.7	39.1
アイスランド	0.4	81.5

出典: 教育に関するデータベース、OECD

表 4. OECD加盟国における国別の主な不法移民合法化プログラム  
件数(千件)

ベルギー		フランス				ギリシャ			
(2000) <sup>1</sup>		(1981-1982) <sup>2</sup>		(1997-1998)		(1997-1998) <sup>3</sup>		(2001) <sup>4</sup>	
コンゴ	8.8	チュニジア	17.3	アルジェリア	12.5	アルメニア	239.9		
モロッコ	6.2	モロッコ	16.7	モロッコ	9.2	ブルガリア	24.9		
		アフリカ諸国	15.0	中国	7.6	ルーマニア	16.7		
		ポルトガル	12.7	コンゴ	6.3	パキスタン	10.8		
		アルジェリア	11.7	チュニジア	4.1	ウクライナ	9.8		
		トルコ	8.6			ポルトガル	8.6		
その他	36.9	その他	39.1	その他	38.1	その他	60.3		
<b>合計</b>	<b>52.0</b>	<b>合計</b>	<b>121.1</b>	<b>合計</b>	<b>77.8</b>	<b>合計</b>	<b>371.0</b>	<b>合計</b>	<b>351.0</b>
イタリア									
(1987-1988)		(1990)		(1996) <sup>5</sup>		(1998) <sup>5</sup>		(2002) <sup>6</sup>	
モロッコ	21.7	モロッコ	49.9	モロッコ	34.3	アルバニア	39.0		
スリランカ	10.7	チュニジア	25.5	アルバニア	29.7	ルーマニア	24.1		
フィリピン	10.7	セネガル	17.0	フィリピン	21.4	モロッコ	23.9		
チュニジア	10.0	旧ユーゴスラビア	11.3	中国	14.4	中国	16.8		
セネガル	8.4	フィリピン	8.7	ペルー	12.8	セネガル	10.7		
旧ユーゴスラビア	7.1	中国	8.3	ルーマニア	11.1	エジプト	9.5		
その他	50.1	その他	97.1	その他	120.8	その他	93.2		
<b>合計</b>	<b>118.7</b>	<b>合計</b>	<b>217.7</b>	<b>合計</b>	<b>244.5</b>	<b>合計</b>	<b>217.1</b>	<b>合計</b>	<b>702.2</b>
ポルトガル									
(1992-1993)		(1996)		(2001) <sup>7</sup>					
アンゴラ	12.5	アンゴラ	6.9	ウクライナ	63.5				
ギニアビサオ	6.9	カーボベルデ	5.0	ブラジル	36.6				
カーボベルデ	6.8	ギニアビサオ	4.0	モルドバ	12.3				
ブラジル	5.3	サントメ・プリンシ	1.2	ルーマニア	10.7				
サントメ・プリンシペ	1.4	ブラジル	2.0	カーボベルデ	8.3				
セネガル	1.4			アンゴラ	8.1				
その他	4.8	その他	3.7	その他	39.8				
<b>合計</b>	<b>39.2</b>	<b>合計</b>	<b>21.8</b>	<b>合計</b>	<b>179.2</b>				
スペイン									
(1985-1986) <sup>8</sup>		(1991)		(1996)		(2000) <sup>9</sup>		(2001) <sup>10</sup>	
モロッコ	7.9	モロッコ	49.2	モロッコ	7.0	モロッコ	45.2	エクアドル	52.3
ポルトガル	3.8	アルゼンチン	7.5	ペルー	1.9	エクアドル	20.2	コロンビア	40.8
セネガル	3.6	ペルー	5.7	中国	1.4	コロンビア	12.5	モロッコ	31.7
アルゼンチン	2.9	ドミニカ	5.5	アルゼンチン	1.3	中国	8.8	ルーマニア	20.4
イギリス	2.6	中国	4.2	ポーランド	1.1	パキスタン	7.3		
フィリピン	1.9	ポーランド	3.3	ドミニカ	0.8	ルーマニア	6.9		
その他	21.1	その他	34.7	その他	7.8	その他	63.1	その他	89.4
<b>合計</b>	<b>43.8</b>	<b>合計</b>	<b>110.1</b>	<b>合計</b>	<b>21.3</b>	<b>合計</b>	<b>163.9</b>	<b>合計</b>	<b>234.6</b>
スイス		アメリカ							
(2000) <sup>11</sup>		(1986) <sup>12</sup>		(1997-1998) <sup>13</sup>		(2000) <sup>14</sup>			
スリランカ	8.9	メキシコ	2 008.6	エルサルバドル					
ユーゴスラビア	4.9	エルサルバドル	152.3	グアテマラ	300.0				
ボスニア・ヘルツェゴビ	0.6	カリブ海	110.5	ハイチ	50.0				
トルコ	0.3	グアテマラ	64.0	ニカラグア	40.0				
		コロンビア	30.3	東ヨーロッパ	10.0				
		フィリピン	25.7	キューバ	5.0				
その他	0.5	その他	293.5						
<b>合計</b>	<b>15.2</b>	<b>合計</b>	<b>2 684.9</b>	<b>合計</b>	<b>405.0</b>	<b>合計</b>	<b>400.0</b>		

- 2000年1月開始した合法化プログラム。1999年10月にベルギーに居住しており、ある一定の条件を満たしている亡命希望者が申請できる。数字は申請者(扶養家族を含む)の数を示す。合計35,000件の書類を受領。
- 国別に分類されていない季節労働者(6,681人)および中小の貿易業者(1,200人)を除く。
- ホワイトカード(合法化の第1段階)を付与された者。国別データは速報値。
- 2001年10月の法律に従った労働および居住許可の申請数。
- M. Carfagnaの推定に基づいた許可付与数。"I sommersi e i sanati. Le regolarizzazioni degli immigrati in Italia" in Stranieri in Italia: Assimilati ed esclusi, A. ColomboおよびG. Sciortino(編集者)、Mulino、ボローニャ、2002年

表5. OECD加盟国における帰化の状況

人数(千人)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
<b>自国籍/外国籍の差が大きい国</b>										
オーストリア	11.9	14.4	16.3	15.3	16.2	16.3	18.3	25.0	24.6	32.1
外国人人口に占める割合(%)	2.2	2.3	2.4	2.1	2.2	2.2	2.5	3.4	3.3	4.2
ベルギー	46.4	16.4	25.8	26.1	24.6	31.7	34.0	24.3	62.1	63.0
外国人人口に占める割合(%)	5.0	1.8	2.8	2.8	2.7	3.5	3.8	2.7	6.9	7.3
Czech Republic	..	..	..	..	..	..	..	7.3	6.4	4.5
外国人人口に占める割合(%)	..	..	..	..	..	..	..	3.3	2.8	2.2
デンマーク	5.1	5.0	5.7	5.3	7.3	5.5	10.3	12.4	18.8	11.9
外国人人口に占める割合(%)	3.0	2.8	3.0	2.7	3.3	2.3	4.1	4.8	7.3	4.6
フィンランド	0.9	0.8	0.7	0.7	1.0	1.4	4.0	4.7	3.0	2.2
外国人人口に占める割合(%)	2.3	1.8	1.2	1.1	1.4	2.0	5.0	5.6	3.4	2.5
フランス	95.3	95.5	126.3	92.4	109.8	116.2	122.3	145.4	150.0	127.6
外国人人口に占める割合(%)	..	..	..	..	..	..	..	4.5	..	..
ドイツ	179.9	199.4	259.2	313.6	302.8	271.8	236.1	248.2	186.7	178.1
外国人人口に占める割合(%)	3.1	3.1	3.8	4.5	4.2	3.7	3.2	3.4	2.5	2.4
ハンガリー	21.9	11.8	9.9	10.0	12.3	8.7	6.4	6.1	7.5	8.4
外国人人口に占める割合(%)	..	..	..	7.3	8.8	6.1	4.5	4.5	5.9	7.7
イタリア	4.4	6.5	6.6	7.4	7.0	9.2	9.8	11.3	9.6	10.4
外国人人口に占める割合(%)	0.5	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7
日本	9.4	10.5	11.1	14.1	14.5	15.1	14.8	16.1	15.8	15.3
外国人人口に占める割合(%)	0.8	0.8	0.8	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9
韓国	0.6	0.7	1.0	1.0	1.4	..	..	..	..	..
外国人人口に占める割合(%)	1.1	1.2	1.5	1.1	1.3	..	..	..	..	..
ルクセンブルク	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5
外国人人口に占める割合(%)	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
オランダ	36.2	43.1	49.5	71.4	82.7	59.8	59.2	62.1	50.0	46.7
外国人人口に占める割合(%)	4.9	5.7	6.3	9.4	11.4	8.8	8.7	9.4	7.7	7.0
ノルウェー	5.1	5.5	8.8	11.8	12.2	12.0	9.2	8.0	9.5	10.8
外国人人口に占める割合(%)	3.5	3.6	5.4	7.2	7.6	7.6	5.8	4.8	5.3	5.9
ポルトガル	..	..	..	1.4	1.2	1.4	0.5	0.9	0.7	1.1
外国人人口に占める割合(%)	..	..	..	0.9	0.7	0.8	0.3	0.5	0.4	0.5
スペイン	5.3	8.4	7.8	6.8	8.4	10.3	13.2	16.4	12.0	16.7
外国人人口に占める割合(%)	1.5	2.1	1.8	1.5	1.7	1.9	2.2	2.3	1.5	1.9
スウェーデン	29.3	42.7	35.1	32.0	25.6	28.9	46.5	37.8	43.5	36.4
外国人人口に占める割合(%)	5.9	8.5	6.9	6.0	4.8	5.5	8.9	7.6	8.9	7.6
スイス	11.2	12.9	13.8	16.8	19.4	19.2	21.3	20.4	28.7	27.6
外国人人口に占める割合(%)	1.0	1.1	1.1	1.3	1.5	1.4	1.6	1.5	2.1	2.0
イギリス	42.2	45.8	44.0	40.5	43.1	37.0	53.9	54.9	82.2	90.3
外国人人口に占める割合(%)	2.4	2.3	2.2	2.0	2.2	1.9	2.4	2.5	3.7	3.9
<b>国内出身者/外国出身者の差が大きい国</b>										
オーストラリア	125.2	122.1	112.2	114.8	111.6	108.3	112.3	76.5	70.8	72.1
カナダ	116.2	150.6	217.3	227.7	155.6	154.6	134.5	158.8	214.6	167.4
アメリカ	240.3	314.7	434.1	488.1	1 044.7	598.2	463.1	839.9	888.8	608.2
EU <sup>1</sup>	457.5	478.7	577.6	612.3	629.3	588.9	608.2	643.1	643.1	615.8
ヨーロッパ経済地域 <sup>1</sup>	473.9	497.2	600.2	640.9	660.9	620.1	638.7	671.4	681.3	654.3
北アメリカ	356.5	465.3	651.4	715.8	1 200.3	752.8	597.5	998.7	1 103.4	775.6

注: 特に記載がある場合を除いて、数値には国籍取得のための全ての手段が含まれる。国籍の申告を通してをまたは選択によって取得した場合(結婚、養子縁組、他の居住または血縁に関する状況によるもの)、国籍の回復、その他の特別な方法によって国籍を取得した場合に加えて、年齢、居住地などの基準を条件とした標準的な帰化の手順もこれに含まれる。出典の詳細については、付録の脚注を参照のこと。帰化率(「外国人人口に占める割合(%)」)は、国籍を取得する人数を年初における外国人人口に占める割合で示したもの。

1. 上記はポルトガルを除く。

表6. OECD加盟国における自国民と外国人の男女別就業率および失業率(2001-2002年平均)

国名	就業率				失業率			
	男性		女性		男性		女性	
	自国民	外国人	自国民	外国人	自国民	外国人	自国民	外国人
オーストリア	78.7	84.6	63.2	63.1	4.0	9.3	4.0	8.2
ベルギー	72.8	71.2	56.2	42.7	5.1	14.3	6.6	17.8
チェコ	78.5	84.1	62.8	61.6	6.3	9.1	9.1	13.2
フランス	75.2	76.1	63.4	48.4	6.7	16.6	9.6	21.0
ドイツ	78.9	77.6	65.2	51.5	7.7	13.7	7.7	12.1
ギリシャ	75.8	89.4	49.1	57.8	6.6	6.9	15.2	16.1
ハンガリー(2001)	67.5	77.3	52.4	53.1	6.3	2.2	5.0	7.7
アイルランド	78.8	77.3	56.7	56.4	4.3	4.9	3.6	5.5
ルクセンブルク	73.0	81.8	48.4	59.1	1.3	2.4	1.9	4.2
オランダ	85.3	68.9	68.1	52.1	2.0	4.4	2.6	5.0
スペイン	78.3	88.3	51.2	63.8	7.4	11.4	15.7	17.0
スウェーデン	80.5	71.0	76.9	60.4	4.9	12.1	4.3	9.3
スイス	88.8	89.6	74.1	71.2	1.7	4.6	2.6	6.2
イギリス	82.7	76.4	68.7	56.3	5.3	8.4	4.1	7.5
オーストラリア <sup>1</sup>	81.7	77.8	67.6	59.3	7.8	8.6	6.2	8.1
カナダ(2001) <sup>1</sup>	73.9	68.7	62.3	54.6	7.8	6.8	7.0	8.1
アメリカ <sup>1</sup>	82.0	86.5	72.2	62.6	6.0	5.6	4.7	6.3

注: 15-64歳の労働者について計算。例外はカナダ(15歳以上)およびアメリカ(16-64歳)。

1. データは国内生まれおよび外国生まれの人口。

出典: 労働力調査、データ提供ユーロスタット; 2001年国勢調査、オーストラリア統計局; 2001年国勢調査、カナダ統計局; 最新人口調査3月補足、米国情勢調査局

表7. 部門別の外国人の雇用状況(外国人雇用全体に占める割合)(2001-2002年平均)

国名	農業および漁業	鉱工業およびエネルギー	建設	卸売りおよび小売	ホテルおよびレストラン	教育	健康およびその他の地域事業	家庭	管理およびETO	その他のサービス
オーストリア	1.1	<b>24.5</b>	<b>13.5</b>	15.2	<b>11.3</b>	2.1	6.3	<b>0.6</b>	1.2	<b>24.2</b>
ベルギー	0.9	<b>21.4</b>	<b>9.0</b>	<b>16.0</b>	<b>7.9</b>	4.3	8.0	<b>0.9</b>	8.3	23.3
チェコ	3.5	31.5	<b>11.0</b>	<b>19.5</b>	<b>7.2</b>	3.1	4.9	..	-	18.2
フィンランド	-	15.3	<b>7.8</b>	<b>14.5</b>	<b>11.0</b>	<b>10.8</b>	11.5	-	-	<b>27.2</b>
フランス	3.2	17.2	<b>17.5</b>	11.3	<b>7.3</b>	3.2	5.1	<b>6.7</b>	2.7	<b>25.8</b>
ドイツ	1.2	<b>32.6</b>	<b>8.1</b>	12.9	<b>11.3</b>	2.7	7.0	<b>0.6</b>	2.3	21.4
ギリシャ	3.2	<b>17.9</b>	<b>27.6</b>	11.2	<b>10.2</b>	1.6	1.6	<b>17.2</b>	-	9.2
アイルランド	3.2	17.2	6.9	10.2	<b>13.8</b>	5.4	<b>10.3</b>	-	-	<b>30.1</b>
日本	0.4	<b>61.5</b>	2.0	9.3	<sup>1</sup>	..	..	..	..	<b>26.8</b>
ルクセンブルク	0.8	10.4	<b>16.4</b>	<b>14.1</b>	<b>8.2</b>	2.3	6.1	<b>3.1</b>	8.7	<b>29.8</b>
オランダ	<b>3.7</b>	<b>21.4</b>	4.7	15.4	<b>8.0</b>	4.1	11.7	..	3.5	<b>27.6</b>
ノルウェー	-	<b>16.1</b>	6.1	12.5	<b>7.3</b>	<b>9.5</b>	<b>21.3</b>	-	-	23.1
スペイン	<b>8.6</b>	11.2	<b>15.8</b>	10.9	<b>16.5</b>	3.2	1.9	<b>14.8</b>	0.5	16.8
スウェーデン	-	<b>19.3</b>	3.3	10.7	<b>5.9</b>	<b>8.2</b>	<b>19.2</b>	-	2.8	<b>29.6</b>
スイス	0.8	<b>22.9</b>	<b>10.2</b>	<b>17.9</b>	<b>6.9</b>	5.0	11.6	<b>1.2</b>	2.5	21.0
イギリス	-	12.0	4.4	12.0	<b>11.0</b>	7.7	<b>14.0</b>	<b>1.3</b>	4.1	<b>33.1</b>
オーストリア <sup>2</sup>	2.0	<b>17.5</b>	7.3	17.0	5.5	6.2	<b>10.3</b>	3.2	3.5	<b>27.3</b>
カナダ(2001) <sup>2</sup>	1.8	<b>19.1</b>	4.7	14.2	<b>7.4</b>	5.7	9.4	<b>0.6</b>	3.9	33.2
アメリカ <sup>2</sup>	<b>3.2</b>	<b>17.2</b>	<b>8.2</b>	20.1	<b>10.3</b>	5.7	<b>10.6</b>	<b>1.5</b>	2.2	20.9

注: 太字は外国人の割合が多い部門(すなわち、部門の外国人の雇用割合が雇用全体に占める外国人の割合よりも大きい)。

「-」は、推定値が統計的に有意ではないものを示す。

1. データは2001年6月のもの。「ホテルおよびレストラン」部門は「卸売りおよび小売」部門に含まれる。

2. データは15歳を越える外国生まれの人口。

出典: ヨーロッパ諸国: 欧州共同体労働力調査、データ提供ユーロスタット; オーストラリア、日本: 労働力調査;

アメリカ: 最新人口調査3月補足; カナダ: 2001年国勢調査

表8. OECD加盟国における国内生まれと外国生まれの失業率を同じにするために必要となる雇用数(2002年)

国名	人数(千人)	全労働者数に占める割合(%)
オーストリア	19.9	0.5
ベルギー	38.3	0.9
デンマーク	5.3	0.2
ドイツ	192.2	0.5
フランス	162.5	0.6
オランダ	7.8	0.1
スウェーデン	14.0	0.3
スイス	30.3	0.8
イギリス	43.4	0.1
アメリカ	119.1	0.1

注: 事務局の計算

出典: ヨーロッパ諸国: 欧州共同体労働力調査(データ提供ユーロスタット)、

アメリカ: 最新人口調査3月補足、デンマーク: 人口登録(2001年)

表9. OECD加盟国における移民の流入および外国人ストックの上位5か国の相対的な重要性  
2001年の移民の主な出身国

2001年の流入数 上位5か国	総流入 <sup>1</sup> に 占める割 合 (2001年) (A)	総ストック <sup>2</sup> に占める割 合 (2000年) (B)	(A)/(B)	2001年の流入数 上位5か国	総流入 <sup>1</sup> に占める 割合 (2001年) (A)	総ストック <sup>2</sup> に占める割 合 (2000年) (B)	(A)/(B)
<b>オーストラリア</b>				<b>オーストリア</b>			
ニュージーランド	17.6	8.3	2.1	ドイツ	13.9	..	..
イギリス	9.8	26.9	0.4	トルコ	10.3	17.3	0.6
中国	7.5	3.7	2.0	ボスニア・ヘルツェゴビナ	8.7	45.1	0.5
南アフリカ	6.4	1.8	3.6	ユーゴスラビア	8.3		
インド	5.7	2.4	2.3	クロアチア	7.2		
合計(千人)	88.9	4 517.0		合計(千人)	74.8	775.9	
<b>ベルギー</b>				<b>カナダ</b>			
オランダ	12.4	10.3	1.2	中国	16.1	6.1	2.6
フランス	12.2	12.7	1.0	インド	11.1	5.8	1.9
モロッコ	10.7	12.4	0.9	パキスタン	6.1	1.5	4.2
トルコ	4.5	6.5	0.7	フィリピン	5.2	4.3	1.2
ポーランド	4.4	0.8	5.5	韓国	3.8	1.3	3.0
合計(千人)	66.0	861.7		合計(千人)	250.3	5 448.5	
<b>デンマーク</b>				<b>フィンランド</b>			
イラク	12.6	5.3	2.4	ロシア	23.0	22.6	1.0
アフガニスタン	11.9	1.6	7.3	エストニア	9.9	11.9	0.8
ノルウェー	4.7	5.0	0.9	スウェーデン	6.1	8.7	0.7
ソマリア	3.8	5.6	0.7	中国	3.0	1.8	1.6
ドイツ	3.8	4.9	0.8	タイ	2.6	1.4	1.8
Total (in thousands)	25.2	258.6		合計(千人)	11.0	91.1	
<b>フランス</b>				<b>ドイツ</b>			
モロッコ	16.1	15.4	1.0	ポーランド	11.6	4.1	2.8
アルジェリア	13.0	14.6	0.9	トルコ	8.0	27.4	0.3
トルコ	5.9	6.4	0.9	ユーゴスラビア	5.3	14.9	0.4
チュニジア	5.6	4.7	1.2	イタリア	4.2	8.5	0.5
アメリカ	2.2	0.7	3.2	ロシア	4.1	1.6	2.6
合計(千人)	128.1	3 263.2		合計(千人)	685.3	7 296.9	
<b>ハンガリー</b>				<b>イタリア</b>			
ルーマニア	51.8	37.8	1.4	アルバニア	12.0	10.2	1.2
ウクライナ	12.5	8.1	1.5	ルーマニア	8.0	5.0	1.6
ユーゴスラビア	5.2	11.5	0.5	モロッコ	7.7	11.5	0.7
ドイツ	3.7	6.8	0.5	中国	3.8	4.3	0.9
スロバキア	2.6	1.4	1.8	ポーランド	3.8	2.3	1.7
合計(千人)	19.5	110.0		合計(千人)	232.8	1 388.2	

表9. OECD加盟国における移民の流入および外国人ストックの上位5か国の相対的な重要性(続き)  
2001年の移民の主な出身国

流入数上位5か国 (2001年)	総流入 <sup>1</sup> に占める 割合 (2001年) (A)	総ストック <sup>2</sup> に占める 割合 (2000年) (B)	(A)/(B)	流入数上位5か国 (2001年)	総流入 <sup>1</sup> に占める 割合 (2001年) (A)	総ストック <sup>2</sup> に占める 割合 (2000年) (B)	(A)/(B)
<b>日本</b>				<b>ルクセンブルグ</b>			
中国	24.6	19.9	1.2	ポルトガル	20.6	35.5	0.6
フィリピン	24.2	8.6	2.8	フランス	19.1	12.2	1.6
ブラジル	8.5	15.1	0.6	ベルギー	13.4	9.2	1.5
韓国	7.0	37.7	0.2	ドイツ	5.9	6.4	0.9
アメリカ	5.9	2.7	2.2	イタリア	5.4	12.3	0.4
合計(千人)	351.2	1 686.4		合計(千人)	11.1	164.7	
<b>オランダ</b>				<b>ニュージーランド</b>			
イギリス	6.2	6.2	1.0	中国	19.1	5.6	3.4
ドイツ	5.4	8.2	0.7	イギリス	15.8	31.3	0.5
モロッコ	5.2	16.7	0.3	インド	7.8	3.0	2.6
トルコ	5.1	15.1	0.3	日本	5.9	1.2	4.8
アメリカ	3.3	2.2	1.5	オーストラリア	5.9	8.1	0.7
合計(千人)	94.5	667.8		合計(千人)	62.1	698.6	
<b>ノルウェー</b>				<b>ポルトガル</b>			
スウェーデン	12.1	13.7	0.9	アンゴラ	13.3	9.8	1.4
デンマーク	7.9	10.5	0.8	カーボベルデ	11.7	22.6	0.5
イラク	4.6	5.4	0.9	ブラジル	10.1	10.7	0.9
ドイツ	4.3	3.8	1.1	スペイン	9.7	5.9	1.6
ソマリア	4.2	3.3	1.2	ギニアビサオ	9.4	7.7	1.2
合計(千人)	25.4	184.3		合計(千人)	14.2	208.0	
<b>スウェーデン</b>				<b>スイス</b>			
イラク	14.8	6.9	2.1	ドイツ	14.6	8.0	1.8
フィンランド	7.8	20.7	0.4	ユーゴスラビア	7.5	24.4	0.3
ノルウェー	6.9	6.7	1.0	フランス	6.5	4.4	1.5
デンマーク	5.7	5.4	1.1	イタリア	5.4	23.2	0.2
ユーゴスラビア	5.4	4.2	1.3	イギリス	3.9	1.5	2.6
合計(千人)	44.1	476.0		合計(千人)	99.5	1 384.4	
<b>イギリス</b>				<b>アメリカ</b>			
アメリカ	12.1	4.9	2.5	メキシコ	19.4	29.5	0.7
インド	10.0	6.5	1.5	インド	6.6	3.3	2.0
オーストラリア	9.8	3.2	3.1	中国	5.3	3.2	1.7
南アメリカ	7.0	2.3	3.1	フィリピン	5.0	4.4	1.1
フィリピン	4.3	0.9	5.0	ベトナム	3.3	3.2	1.0
合計(千人)	373.3	2 342.0		合計(千人)	1 064.3	31 107.9	

1. オーストラリア、ニュージーランド、アメリカについては、データは会計年度と関連している。  
2. オーストラリア、カナダ(2001年の国勢調査)、ニュージーランド(2001年の国勢調査)およびアメリカの外国生まれの人口ストック。  
フランスについては、アメリカ市民(1990年の国勢調査のデータ)を除き、外国人ストックは1999年の国勢調査の数字。

出典: 国立統計局。詳細については、『国際的な人の移動の傾向』(OECD、2003年)の付録の統計資料を参照のこと。

図1. EUおよびOECD加盟国における合計人口の増加の構成要素、1960-2001年  
 居住者1000人当たり、年初

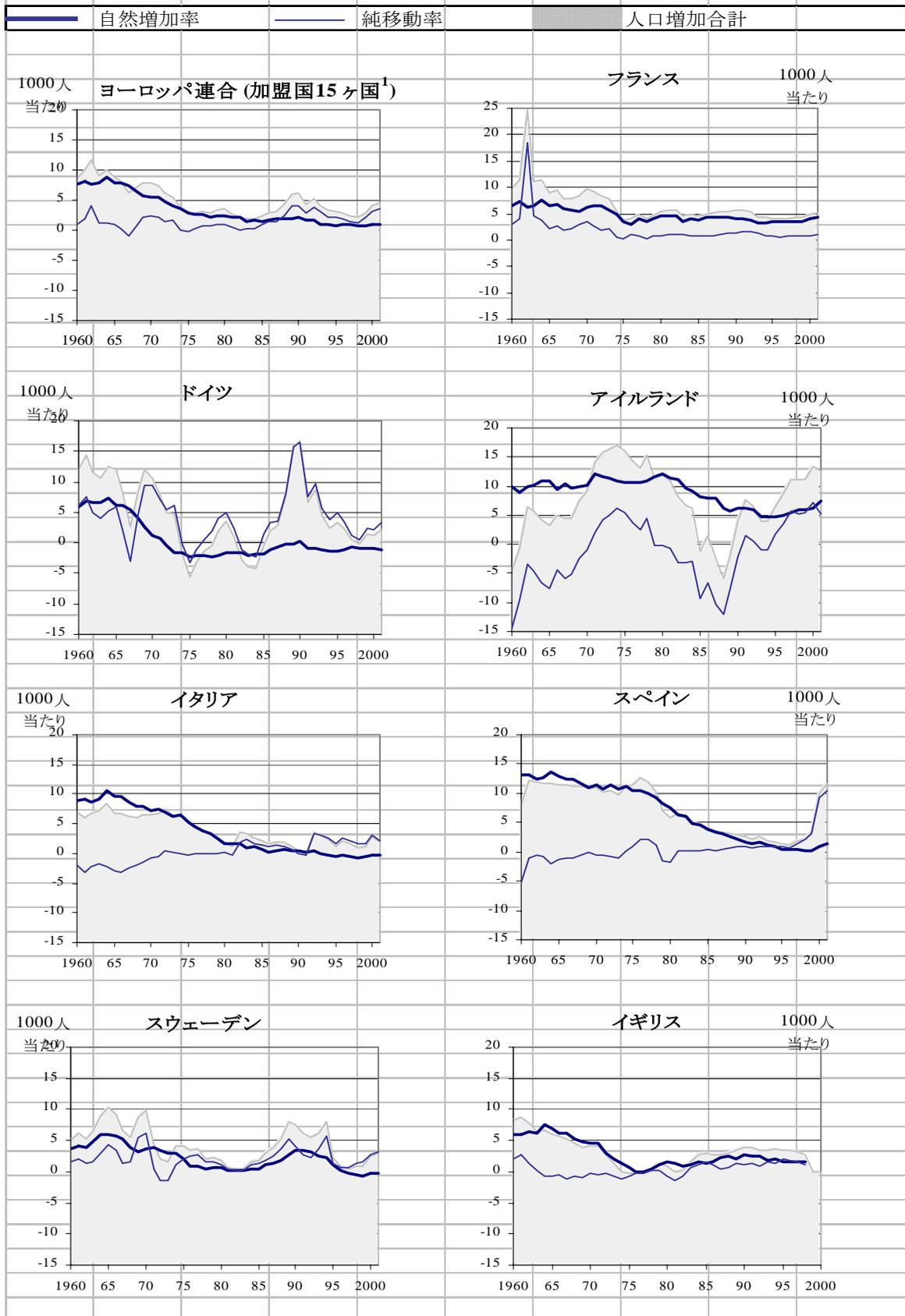
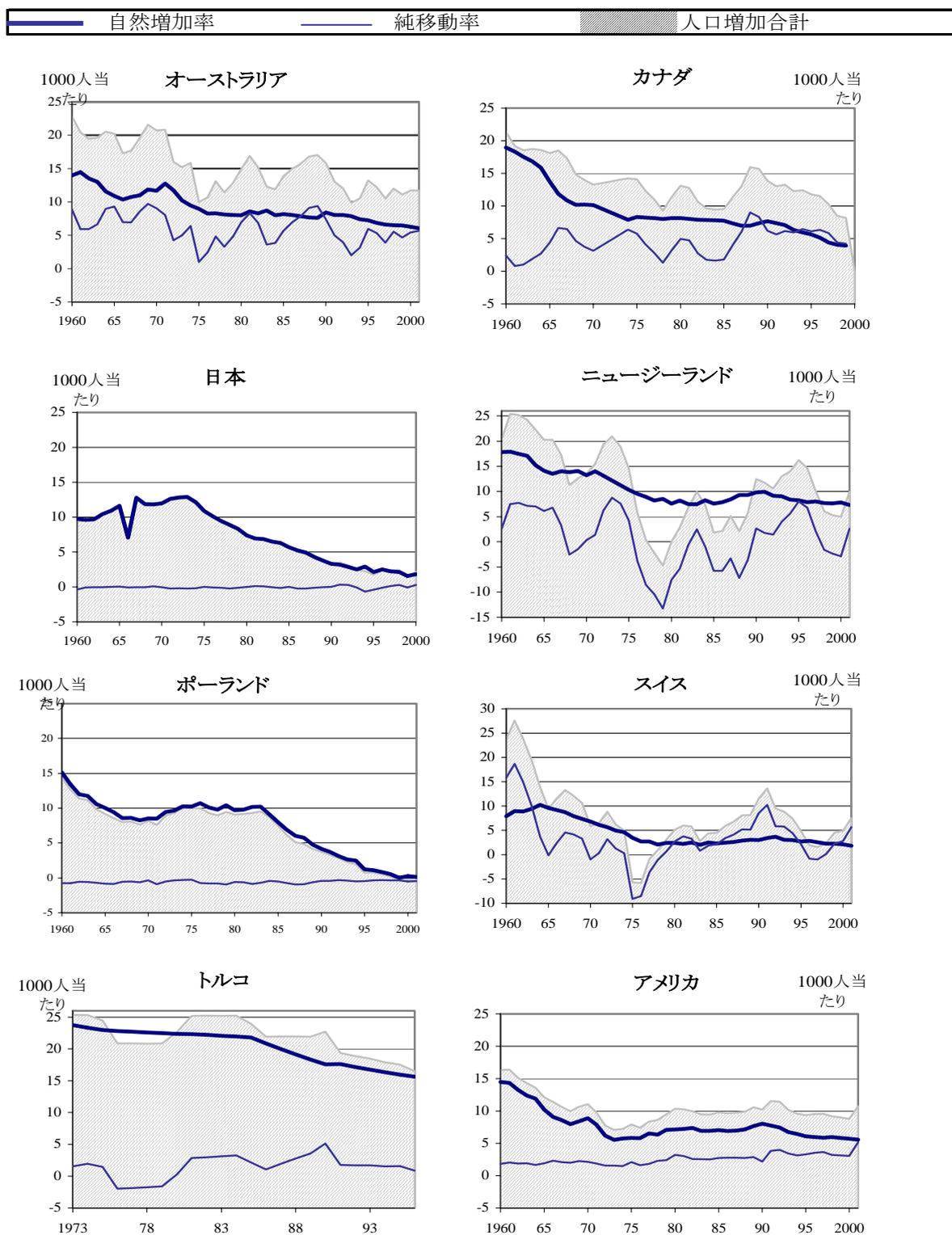
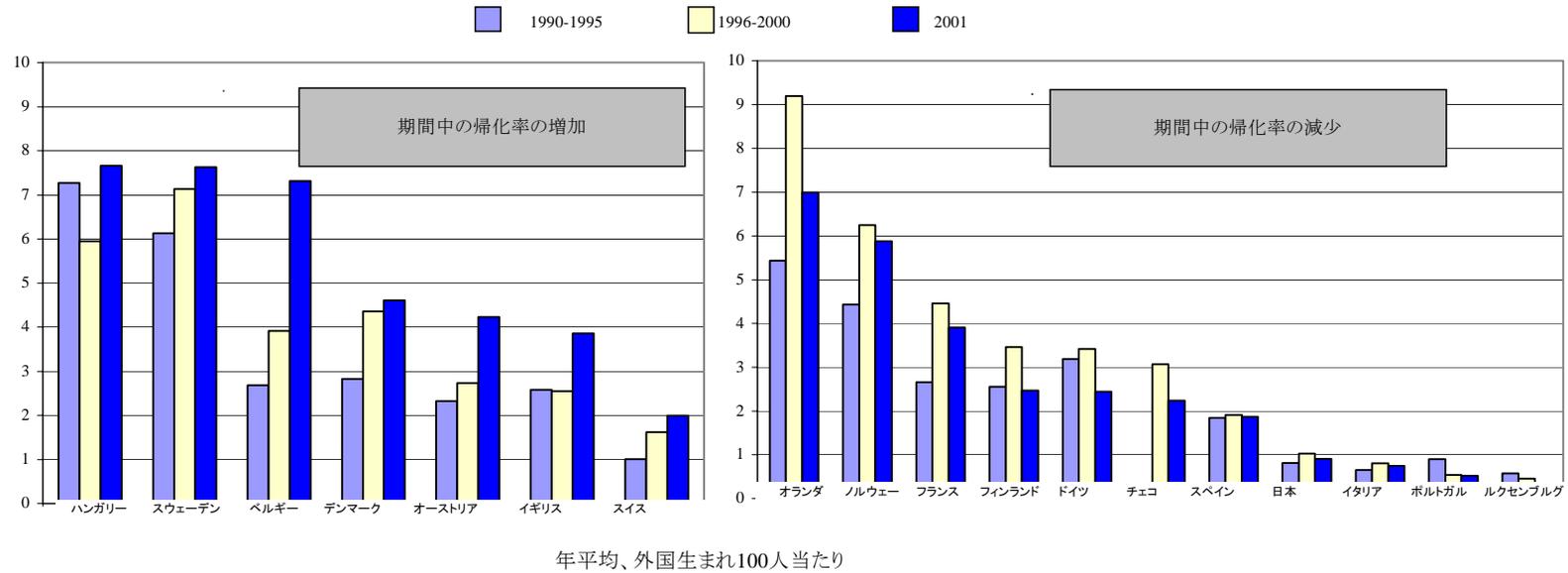


図1. EUおよびOECD加盟国における合計人口の増加の構成要素、1960-2001年(続き)  
 居住者1000人当たり、年初

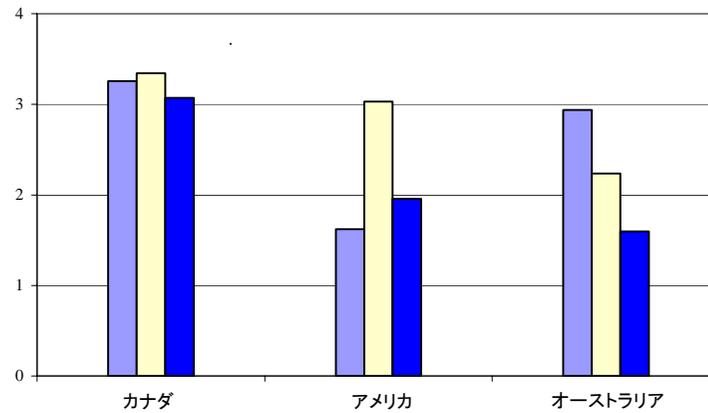


1. 全ての年についてポルトガルおよびギリシャを、1999年以降はイギリスを除く。  
 出典: 『労働力統計』OECD、2002年

図2. OECD加盟国の帰化率、1990-2001年  
年平均、外国人100人当たり

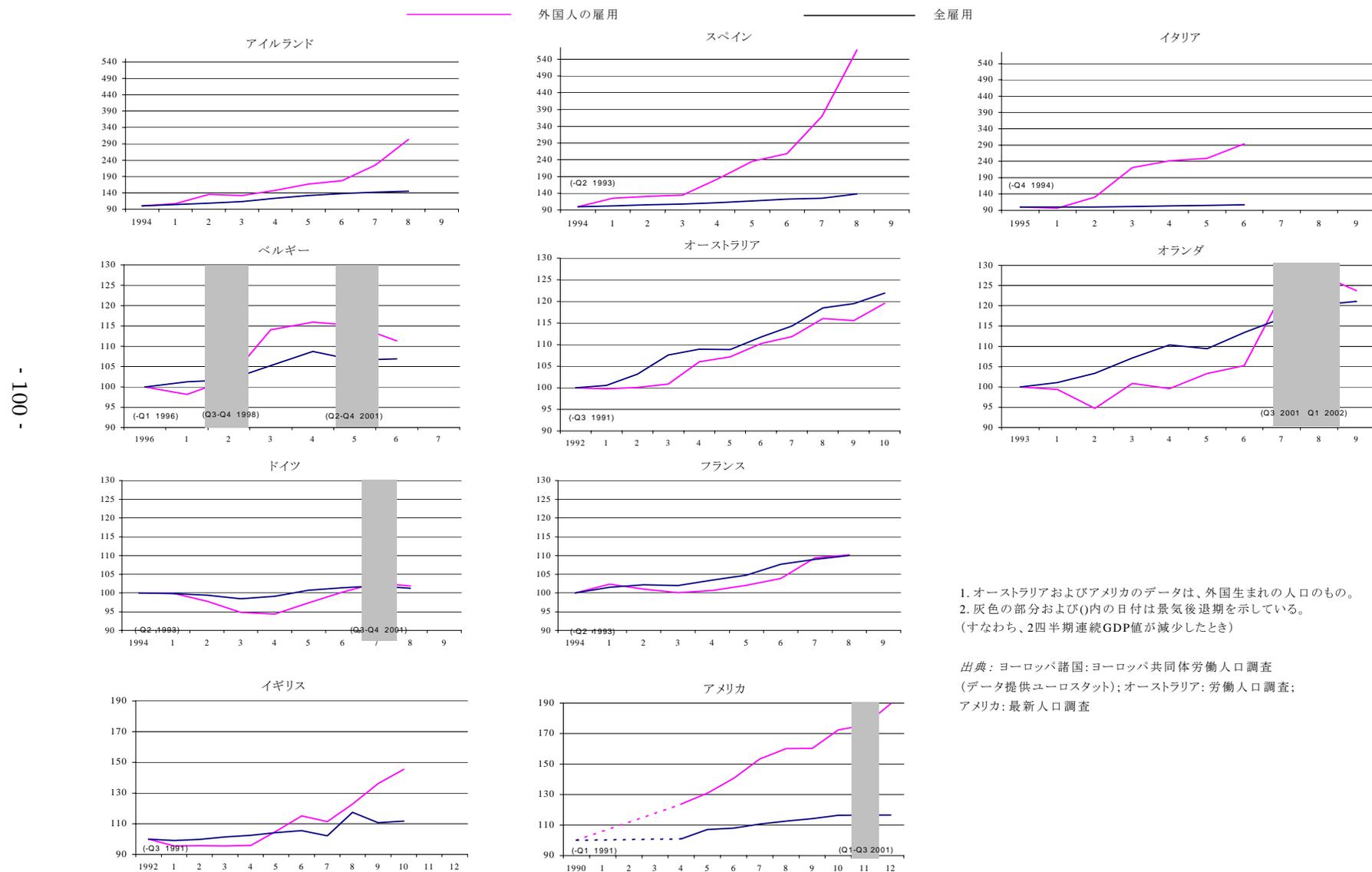


年平均、外国生まれ100人当たり



注: 年初の外国人のストック(オーストラリア、カナダ、アメリカの外国生まれストック)に対する帰化人数の割合  
出典: 『国際的な人の移動の傾向』(OECD、2003年)付録の統計資料参照。

図3. 経済回復期における外国人の雇用と全体の雇用の変化  
 指数: 景気の谷=100<sup>1,2</sup>

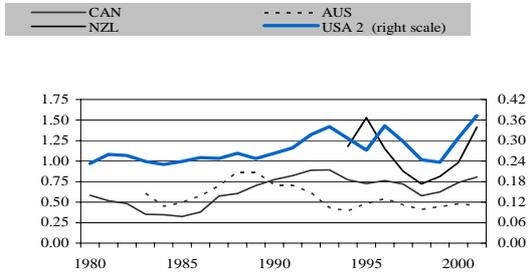


1. オーストラリアおよびアメリカのデータは、外国生まれの人口のもの。  
 2. 灰色の部分および()内の日付は景気後退期を示している。  
 (すなわち、2四半期連続GDP値が減少したとき)

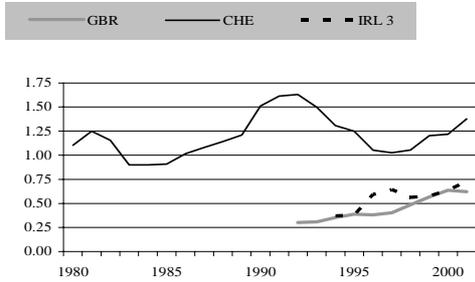
出典: ヨーロッパ諸国: ヨーロッパ共同体労働人口調査  
 (データ提供ユーロスタット); オーストラリア: 労働人口調査;  
 アメリカ: 最新人口調査

図4. OECD加盟国への外国人の流入、1980-2001年  
 単位: 千、居住者1000人当たり、外国人100人当たり

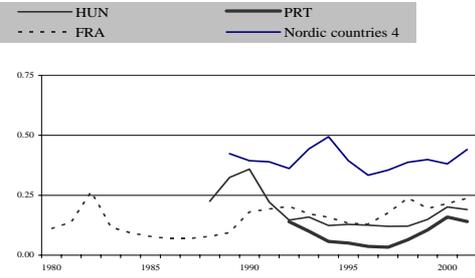
外国人の流入<sup>1</sup>、1980-2001年  
 合計人口に対する割合 (%)  
 永久移民



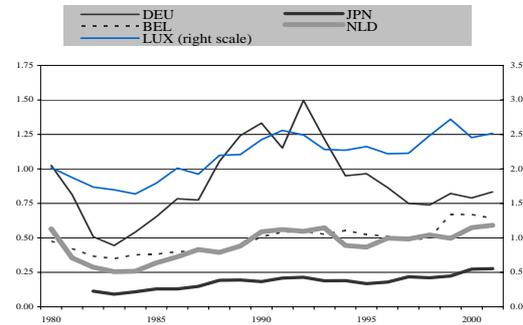
期間: 1年超



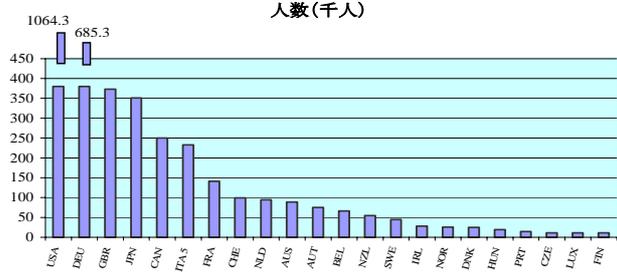
期間: 1年超



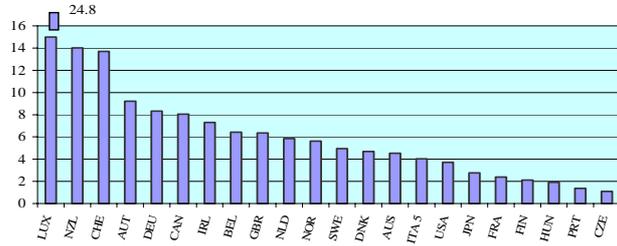
短期および長期



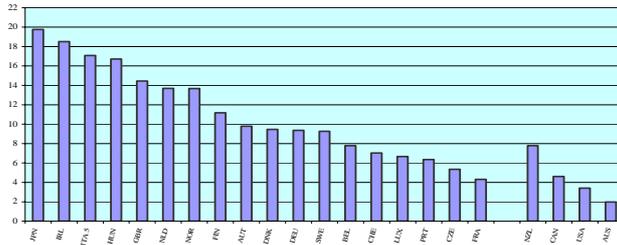
外国人の流入、2001年  
 人数(千人)、居住者1000人当たり、外国人100人当たり



居住者1000人当たり



外国人100人当たり<sup>6</sup>



注: イギリスのデータは修正済み、国際旅客調査のもの。ニュージーランドのデータは居住許可について述べたもの。オーストラリア、カナダ、アメリカのデータは新たな永久移民に関するもの。フランスおよび南欧諸国のデータは居住許可のもの。オーストラリアのデータは会計年度(7月から6月まで)を基準としている。アメリカのデータは会計年度(10月から9月まで)を基準としている。その他の全ての国については、データは人口登録に基づいている。

1. 居住許可の期間によって受入国は4つのグループに分けられる。第1グループ

AUS	オーストラリア	CZE	チェコ	GBR	イギリス	LUX	ルクセンブルク	SWE	スウェーデン
AUT	オーストリア	DEU	ドイツ	HUN	ハンガリー	NLD	オランダ	USA	アメリカ
BEL	ベルギー	DNK	デンマーク	IRL	アイルランド	NZL	ニュージーランド		
CAN	カナダ	FIN	フィンランド	ITA	イタリア	NOR	ノルウェー		
CHE	スイス	FRA	フランス	JPN	日本	PRT	ポルトガル		

